改正後

目次

［第一章・第二章　略］

第三章　日本放送協会等

［第四章～第九章　略］

附則

第三章　日本放送協会等

（放送設備に関する事項）

第十一条　法第二十条第九項（法第六十五条第五項において準用する場合を含む。）の放送設備に関する事項は、次に掲げる事項とする。

［一～三　略］

（協定の認可申請）

第十二条　法第二十条第九項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出するものとする。

［一～三　略］

［２～４　略］

（実施基準の記載事項）

第十二条の二　法第二十条第十項第四号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

［一・二　略］

三　法第二十条第十四項の実施計画の実施の状況及びその評価に関する資料の作成及び公表に関する事項

四　前号の規定による評価の結果も踏まえた法第二十条第十八項の規定に基づくインターネット活用業務の実施の状況の評価及び当該インターネット活用業務の改善に関する事項

［五　略］

（実施基準の認可申請）

第十二条の三　法第二十条第十項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出するものとする。

［一～三　略］

［２　略］

（実施計画の記載事項等）

第十二条の四　法第二十条第十四項の実施計画には、同条第十項の認可を受けた実施基準の項目ごとに、当該事業年度に実施するインターネット活用業務に関する次に掲げる事項をできる限り具体的に記載するものとする。

［一～三　略］

四　インターネット活用業務の当該事業年度の実施に要する費用に関する次の事項

イ　日本放送協会（以下「協会」という。）のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務（当該業務に伴い協会が放送した放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務を含む。以下「常時同時配信等業務」という。）その他の受信料財源インターネット活用業務（インターネット活用業務のうち、専ら受信料を財源として行うものをいう。以下同じ。）の実施に要する費用及び別表第三号の二に定める様式による当該費用の明細

改正前

目次

［第一章・第二章　同上］

第三章　協会等

［第四章～第九章　同上］

附則

第三章　協会等

（放送設備に関する事項）

第十一条　法第二十条第八項（法第六十五条第五項において準用する場合を含む。）の放送設備に関する事項は、次に掲げる事項とする。

［一～三　同上］

（協定の認可申請）

第十二条　法第二十条第八項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出するものとする。

［一～三　同上］

［２～４　同上］

（実施基準の記載事項）

第十二条の二　法第二十条第九項第四号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

三　法第二十条第十三項の実施計画の実施の状況及びその評価に関する資料の作成及び公表に関する事項

四　前号の規定による評価の結果も踏まえた法第二十条第十七項の規定に基づくインターネット活用業務の実施の状況の評価及び当該インターネット活用業務の改善に関する事項

［五　同上］

（実施基準の認可申請）

第十二条の三　法第二十条第九項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出するものとする。

［一～三　同上］

［２　同上］

（実施計画の記載事項等）

第十二条の四　法第二十条第十三項の実施計画には、同条第九項の認可を受けた実施基準の項目ごとに、当該事業年度に実施するインターネット活用業務に関する次に掲げる事項をできる限り具体的に記載するものとする。

［一～三　同上］

四　［同上］

イ　協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務（当該業務に伴い協会が放送した放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務を含む。以下「常時同時配信等業務」という。）その他の受信料財源インターネット活用業務（インターネット活用業務のうち、専ら受信料を財源として行うものをいう。以下同じ。）の実施に要する費用及び別表第三号の二に定める様式による当該費用の明細